介護保険通信



65歳以上の方の平成27年度の介護保険料が 決定しました。

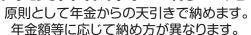
「介護保険料賦課決定通知書(本徴収)」を ご確認ください。(8月上旬郵送予定)







🖢 介護保険料の納め方 🎇





あなたの年金額は?

年額18万円 (月額1万5千円) 以上の方

特別徴収

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料が 天引きされます。

年額18万円 (月額1万5千円) 未満の方

普通徴収

偶数月に、口座振替または、 納付書で納めていただきます。

※特別徴収と普通徴収を併用する場合があります。

こんなときは普通徴収になります

- ■特別徴収の方の保険料額が本算定後、変更 になったとき・・・
 - 1. 増額の場合は特別徴収と普通徴収の併用徴収となります。 2.減額となった場合、翌年の8月までは特別徴収ができない ため普通徴収となります。
- ■他の市区町村から転入された方は・・・ いままで年金から天引きされていた方も当分の間、普通徴収 となります。
- ■年金担保融資を受けたとき、または 年金の現況届の提出が遅れたときなど・・・ 年金から天引きができなくなるので当分の間、普通徴収と なります。
- ■65歳になられた方は・・・

年金額が年額18万円以上の方も当分の間、普通徴収となります

~仮徴収と本徴収~

	仮徴収	4月(1期)	平成25年中 仮に 計算した 半額を3回に
		6月(2期)	
		8月(3期)	

の収入等をもとに、 を年間保険料額の こ分けて納めます。

10月(4期) 本 徴 12月(5期) 収

2月(6期)

平成26年中の収入等をもとに、 確定した年間保険料額から仮徴 収分を差し引いて3回に分けて 納めます。

* 保険料を納めないでいると…

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、介護サービスを利用したときに滞納した期間に応じて 償還払い化や給付減額などの措置があります。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると

利用者がいったんサービス の全額を負担し、その後、 申請により費用の保険給 付分が支給されます。(償還 払い化)



1年6か月以上滞納すると

滞納している保険料の額 を本来支給される保険 給付の額から差し引くこ とがあります。

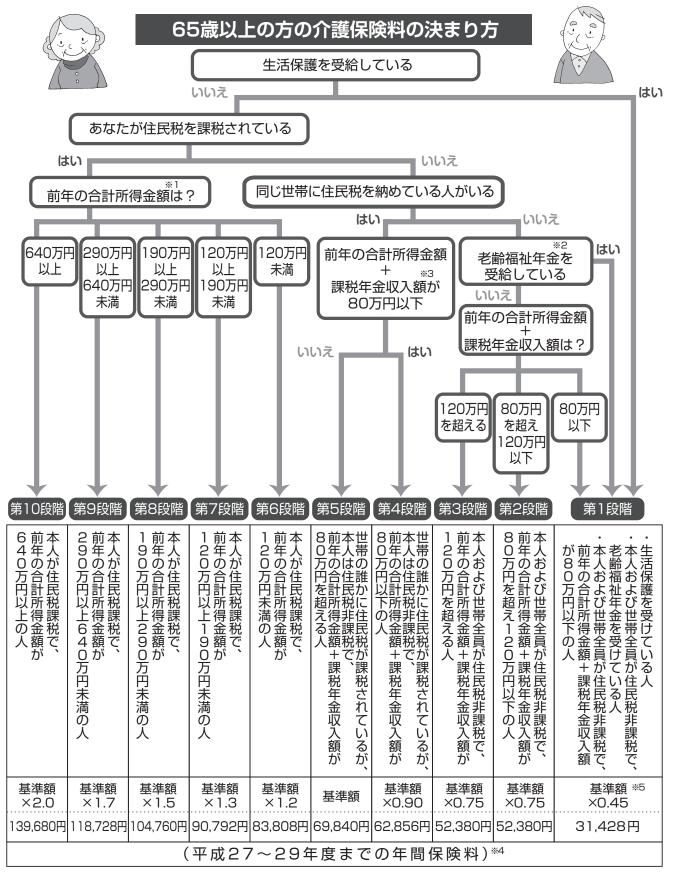


2年以上滞納すると

利用者の負担が1割また は2割から3割に引き上 げられるなどの措置がと られます。 (給付減額)

※困ったときはご相談を!

災害などの特別な事情により、一時的に保険料が納められなくなったときは、保険料の減免や 納付の猶予をうけられる場合があります。また、生活が著しく困窮し生計を維持することが困難 であると認められた方は、保険料の軽減措置がありますので、ご相談ください。



- ※1「合計所得金額」は、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類で計算方法が異なります)を控除した金額の ことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- ※2「老齢福祉年金」は、大正5年4月1日以前に生まれた人などで、ほかの年金を受給できないなど一定の要件を満たす人に 支給される年金です。
- ※3「課税年金収入額」は、国民年金や厚生年金などの公的年金収入額で、遺族年金や障害年金などの非課税対象の年金は 除きます。
- ※4「年間保険料」を計算した結果、年額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。 ※5「第1段階」の方は、公費投入による負担軽減を行い、年間保険料34,920円(基準額×0.50)から31,428円(基準額× 0.45)に改定しています。

高齢者福祉課 **221-6972** おたずね/